証券コード　3961
平成29年３月15日

株　主　各　位

大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号
シルバーエッグ・テクノロジー株式会社
代表取締役社長　トーマス・アクイナス・フォーリー

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月30日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪府吹田市豊津町９－６
新大阪江坂 東急REIホテル ３階 ウッドルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第19期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.silveregg.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や輸出の持ち直しの動きがみられ、企業の業況判断は、緩やかに改善しております。先行きにつきましても雇用・所得環境の改善が続き、緩やかに回復していくことが期待されています。

しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する状況が続いております。

当社の事業が関連するBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、平成26年に12.8兆円（前年比14.6%増）、平成27年には13.8兆円（前年比7.6%増）となり、以降も拡大が見込まれ、引き続き堅調な成長が続いております（経済産業省調べ）。

このような状況の中、当社は「AI（人工知能）クラウド型サービスで、あらゆるタッチポイントにおけるリアルタイム・パーソナライゼーションの実現」をミッションに掲げ、ECサイト運営企業、ウェブサービス企業向けに、AI（人工知能）を用いたマーケティング支援ツールである「リアルタイム・レコメンド・サービス」を提供してまいりました。

EC市場の拡大を受け、営業強化及びシステムバージョンアップによる性能向上に注力し、従来からサービスを提供しているアパレル、人材、不動産等幅広い業界の新規顧客の獲得につながりました。また、新たにFX（外国為替証拠金取引）サービスにもリアルタイム・レコメンド機能を提供いたしました。FXサービスへの導入は日本初であり、IT技術を使った新たな金融サービスであるフィンテック分野におけるレコメンド技術の活用が期待されております。今後もAI技術をベースにしたWebマーケティングサービスの提供を通して、顧客サイトにおけるマーケティング施策の効果向上を支援するとともに、あらゆるチャネルとデバイスの上での、パーソナライゼーションによる付加価値向上を実現してまいります。また、「レコガゾウ」をはじめとする

オプションサービスの導入も順調であり、既存顧客のコミッション売上増加につながりました。

また、事業拡大ならびに管理体制の強化を図るため、コア人材の積極採用による人員増強を図っております。

以上の結果、当事業年度の営業収益は738,947千円（前年同期比23.3％増）、営業利益は138,202千円（前年同期比84.7％増）、経常利益は130,766千円（前年同期比74.7％増）、当期純利益は81,290千円（前年同期比68.1％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、7,433千円の設備投資を行いました。その主な内容は、本社移転に伴うパーテーション・エントランス等内装工事となります。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成25年12月期)	第 17 期 (平成26年12月期)	第 18 期 (平成27年12月期)	第 19 期 (平成28年12月期) (当事業年度)
営　業　収　益(千円)	354,046	484,478	599,495	738,947
経　常　利　益(千円)	3,804	58,447	74,845	130,766
当　期　純　利　益(千円)	2,362	36,843	48,351	81,290
１株当たり当期純利益（円）	97.93	1,526.95	2,003.88	32.36
総　　資　　産(千円)	200,306	273,051	326,948	774,478
純　　資　　産(千円)	168,481	205,325	253,676	664,511
１株当たり純資産（円）	6,982.53	8,509.48	10,513.36	236.41

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成28年６月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第19期につきましては期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(4) 資金調達の状況

当事業年度においては、事業及び人員の拡大に対応することを目的とした東京オフィスの移転に係る差入保証金及び内装等の設備投資資金に充当することを目的として有償一般募集及び第三者割当増資による募集株式発行により329,544千円の調達を実施いたしました。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、「あらゆるところにレコメンデーション」をスローガンに、消費者がどこにいてもベストなものをベストなタイミングで個別消費者の嗜好にあった商品やサービスを探すために、当社の持つレコメンデーション技術とサービスをインターネット事業者に提供しております。そのために、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。

この目的を達成するために、当社は、以下の７点を主な経営の課題として認識しております。

① 既存事業の収益の拡大

レコメンデーションサービス事業を主力の事業としておりますが、この事業の安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、消費者がどこにいてもベストなものをベストなタイミングで個別消費者の嗜好にあった商品やサービスを探すことができるようレコメンデーションサービスを提供し、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

② 新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、新規及び既存顧客との連携を深め潜在需要をいち早く読み取り、レコメンデーション技術を活用した新商品及びサービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

③　グローバル展開への対応

今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している企業が多く、すでに海外でもレコメンデーションサービスを利用いただいております。海外の新規顧客を獲得し、収益拡大を目指すためにグローバルな事業展開を行うことを検討してまいります。

④　システムの安定性の確保

インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンターにおけるサーバの稼働、常時監視を行っておりますが、引き続き、更なるシステム管理やシステム基盤の強化に努めてまいります。

⑤　技術革新への対応

新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

⑥　人材の確保

今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特にテクニカル営業、テクニカル・コンサルタントやエンジニアといった技術系スタッフの採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。当社としましては、採用における競争力の強化を図るとともに、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑦　内部管理体制の強化

更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容

AI（人工知能）をベースにしたWebマーケティングサービスの開発・提供

(8) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	大阪府吹田市
東京オフィス	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	増減なし	35.6歳	2.6年

（注）　上記従業員数は、就業人数でありパート・アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年９月27日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

２．会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,810,900株

(3) 株主数　2,115名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
トーマス・アクイナス・フォーリー	1,775,400株	63.16%
株式会社ＳＢＩ証券	80,100	2.84
日本証券金融株式会社	65,700	2.33
大和証券株式会社	62,200	2.21
松井証券株式会社	31,600	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,000	0.99
岩井コスモ証券株式会社	18,600	0.66
カブドットコム証券株式会社	17,700	0.62
野村證券株式会社	17,400	0.61
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	14,000	0.49

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年５月17日開催の取締役会において、平成28年６月16日付で普通株式１株を100株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は8,000,000株に、発行済株式総数は2,412,900株となりました。

平成28年９月26日を払込期日とする有償一般募集及び、平成28年10月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は398,000株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成26年12月24日	平成27年11月12日
新株予約権の数		450個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　45,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式　35,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 50,000円 （１株当たり　500円）	新株予約権１個当たり 52,500円 （１株当たり　525円）
権利行使期間		平成28年12月25日から 平成36年12月24日まで	平成29年12月２日から 平成36年12月１日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　1名
	執行役員	新株予約権の数　250個 目的となる株式数　25,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　150個 目的となる株式数　15,000株 保有者数　2名

（注）１．社外取締役及び監査役には新株予約権を交付しておりません。

２．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。

②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より３ヶ月が経過するまでは行使することができない。

④その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	トーマス・アクイナス・フォーリー	エンジニアリング部門担当
取締役	齋藤　修	CSO、セールスマーケティング部門担当、カスタマーリレーション部門担当
取締役	梅森正芳	CFO、管理部門担当
取締役	葭田　徹	
常勤監査役	村上富造	
監査役	橋本芳則	金子・中・橋本法律特許事務所　弁護士
監査役	津田和義	株式会社ブレイントラスト　代表取締役 株式会社ビスポーク　代表取締役 ヒロセ通商株式会社　取締役 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役

（注）１．取締役葭田徹氏は、社外取締役であります。
２．監査役村上富造氏、橋本芳則氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役村上富造氏及び監査役津田和義氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役村上富造氏は、複数の事業会社で長年の経理業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役津田和義氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
（辞任）
平成28年３月30日付で、森田巖徹氏は取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または各監査役が、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1名)	26,550千円 (2,100千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	9,180千円 (9,180千円)
合計 （うち社外役員）	8名 (4名)	35,730千円 (11,280千円)

（注）１．取締役の支給人員は、平成28年３月30日付で辞任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成27年３月30日開催の第17期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成26年12月24日開催の臨時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額10,000千円以内、平成27年11月12日開催の臨時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額21,000千円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成13年３月27日開催の第２期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役橋本芳則氏は、金子・中・橋本法律特許事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・監査役津田和義氏は、株式会社ブレイントラストの代表取締役、株式会社ビスポークの代表取締役、ヒロセ通商株式会社の取締役、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席状況及び発言状況
葭田　　徹	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。他社での企業経営経験と高い見識から、必要に応じて取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
村上富造	常勤社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。複数の事業会社での長年の経理業務経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を必要に応じて述べております。また、監査役会において、高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
橋本芳則	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を必要に応じて述べております。また、監査役会において、高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
津田和義	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を必要に応じて述べております。また、監査役会において、高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,000

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務及び株式上場申請のための助言指導業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月１回開催しております。

②取締役は、取締役会及び情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を実施しております。

③監査役は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を実施しております。

④代表取締役社長をコンプライアンスリスク全体に関する総括責任者として、「リスク管理規程」に基づき、法令及び定款の遵守体制の構築、維持及び整備を実施しております。

⑤監査役及び内部監査担当は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告を実施しております。

⑥「内部通報制度運用規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。

②「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が実施されております。

②代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。

③有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっており、またリスク管理体制を明文化した、「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。

②経営及び業務執行に必要な情報については、ＩＴを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有しております。

③めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役の任期を、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めております。

(5) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置させることができます。

②監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会以外にもストラテジーミーティング（経営会議）等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。

②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制になっております。

②会計監査を依頼している監査法人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっております。なお、当社は公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに加盟して情報の収集に努めるとともに、暴力的な要求又は不当な要求に対しては警察等の外部関係機関と連携し、組織的に対処できる体制になっております。

（注）１．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	754,738	流動負債	109,967
現金及び預金	605,850	未払金	26,056
売掛金	137,106	未払費用	20,630
前払費用	9,294	未払法人税等	43,893
繰延税金資産	2,485	未払消費税等	14,752
その他	49	預り金	4,634
貸倒引当金	△47	負債合計	109,967
固定資産	19,740	（純資産の部）	
有形固定資産	10,497	株主資本	664,511
建物	7,822	資本金	242,772
車両運搬具	0	資本剰余金	227,535
工具、器具及び備品	2,675	資本準備金	227,535
無形固定資産	980	利益剰余金	194,204
ソフトウエア	766	その他利益剰余金	194,204
その他	213	特別償却準備金	1,677
投資その他の資産	8,261	繰越利益剰余金	192,526
関係会社株式	675	純資産合計	664,511
差入保証金	6,741		
繰延税金資産	823		
その他	20		
資産合計	774,478	負債・純資産合計	774,478

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**738,947**
営業費用		**600,744**
営業利益		**138,202**
営業外収益		
受取利息	21	
その他	37	59
営業外費用		
株式交付費	7,495	7,495
経常利益		**130,766**
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**130,766**
法人税、住民税及び事業税	51,738	
法人税等調整額	△2,262	49,475
当期純利益		**81,290**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	78,000	62,763	62,763	2,685	110,227	112,913	253,676	253,676
当期変動額								
新株の発行	164,772	164,772	164,772				329,544	329,544
特別償却準備金の取崩				△1,135	1,135	－	－	－
税率変更に伴う特別償却準備金の増加				127	△127	－	－	－
当期純利益					81,290	81,290	81,290	81,290
当期変動額合計	164,772	164,772	164,772	△1,007	82,298	81,290	410,834	410,834
当期末残高	242,772	227,535	227,535	1,677	192,526	194,204	664,511	664,511

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。）

なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　40,301千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　9,381千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	24,129株	2,786,771株	－株	2,810,900株

（注）１．当社は、平成28年６月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、普通株式は2,388,771株増加しております。

２．当社は、平成28年９月26日を払込期日として、有償一般募集により320,000株を新規に発行いたしました。

３．当社は、平成28年10月26日を払込期日として、第三者割当増資により78,000株を新規に発行いたしました。

(2) 新株予約権に関する事項

①権利行使期間の到来している新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　90,000株

②権利行使期間の到来している新株予約権の当期末残高

900個

③権利行使期間の到来していない新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　50,000株

④権利行使期間の到来していない新株予約権の当期末残高

500個

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,803千円
敷金償却	1,005千円
関係会社株式評価損	436千円
その他	248千円
繰延税金資産小計	4,494千円
評価性引当額	△436千円
繰延税金資産計	4,057千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	748千円
繰延税金負債計	748千円
繰延税金資産の純額	3,309千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.84％から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62％となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

7．金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引はおこなっておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金は、１年以内の支払期日のものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)２.参照）。

	貸借対照表	時価	差額
① 現金及び預金	605,850千円	605,850千円	－千円
② 売掛金	137,106	137,106	－
資産計	742,957	742,957	－
① 未払金	26,056	26,056	－
② 未払法人税等	43,893	43,893	－
負債計	69,949	69,949	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①未払金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度（平成28年12月31日）
関係会社株式	675

（注）関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であります。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	605,850	－	－	－
売掛金	137,106	－	－	－

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　236円41銭

(2) １株当たり当期純利益　32円36銭

（注）当社は、平成28年６月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月８日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後　藤　紳太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南　方　得　男	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月15日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社　監査役会

常勤社外監査役　村　上　富　造　㊞

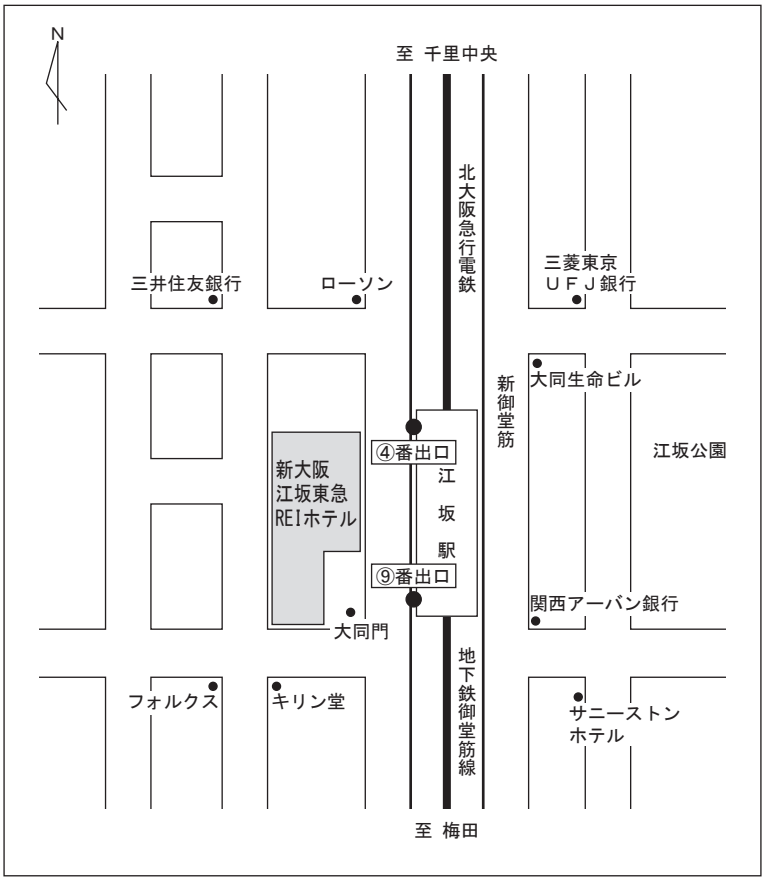
社外監査役　橋　本　芳　則　㊞

社外監査役　津　田　和　義　㊞

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪府吹田市豊津町９－６
新大阪江坂 東急REIホテル ３階 ウッドルーム
電話　06－6338－0109



交通機関　地下鉄御堂筋線江坂駅④番・⑨番出口より　徒歩１分

※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。